

青森県報

号外第九十五号

平成十四年九月三十日(月曜日)

目次

規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(みらい課も) ……一

告示

青森県立保健大学の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正……………(健康福祉課) ……三

規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月三十日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十八号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」という。」「の下に「里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「里親認定等省令」という。)」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(里親の認定の申請書等)

第十七条の二 里親認定等省令第六条第一項(里親認定等省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(の規定による申請書の提出は、里親認定申請書(第二十五号様式の二)により、居住地を管轄する児童相談所長を経由して知事にしなければならない。)

2 児童相談所長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請者の家庭等の状況について調査を行い、里親とすることの適否について意見を付し、当該申請書に里親調査書(第二十六号様式)を添付し、知事に進達しなければならない。

3 里親認定等省令第七条第二項の規定による通知は、前項の進達をした児童相談所長を経由して行うものとする。

第十八条の見出し中「里親又は」を削り、同条第一項中「里親(保護受託者)申出書(第二十六号様式)」を「保護受託者申出書(第二十七号様式)」に改め、同条第二項中「里親又は」を削り、「里親(保護受託者)調査書(第二十七号様式)」を「保護受託者調査書(第二十六号様式)」に改め、同条第三項中「里親又は」を削る。

第二十五号様式の次に次の一様式を加える。

第25号様式の2(第17条の2関係)

青森県知事

木村

守男

(副署印)

木村

守男

里 親 認 定 申 請 書

児童福祉法第27条第1項第3号に規定する里親になりたいので、里親の認定等に関する省令第6条第1項(第15条(第17条、第20条)において準用する第6条第1項)の規定により、下記のとおり申請します。

記

希望する里親の種類	養育里親	親族里親	短期里親	専門里親		
	氏 名	申請者との続柄	性別	生年月日	職 業	健康状態
申請者及びその同居の家族の状況	申請者		男・女	年月日		
	1		男・女	年月日		
	2		男・女	年月日		
	3		男・女	年月日		
	4		男・女	年月日		
	5		男・女	年月日		
6		男・女	年月日			
里親になることを希望する理由						

- 注 1 該当する には、✓印を記入すること。
 2 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 申請者及びその同居の家族の履歴書
 (2) 申請者の居住する家屋の平面図
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

娘 二 十 七 歳 六 十 五 日 満 年 齢 。

娘 二 十 七 歳 六 十 五 日 生 「第18条」 及 「第17条の2、第18条」 二 名 の 一 回 養 育 家 族 二 十 七 歳 六 十 五 日 回 養 育 の 次 二 名 の 一 養 育 家 族 年 齢 。

第27号様式(第18条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (電話番号) 氏 名

印

保 護 受 託 者 申 出 書

児童福祉法第27条第1項第3号に規定する保護受託者になりたいので、青森県児童福祉法施行細則第18条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

家 族 の 状 況	氏 名	申 出 者 と の 続 柄	性 別	生 年 月 日	備 考
1			男・女	年月日	
2			男・女	年月日	
3			男・女	年月日	
4			男・女	年月日	
5			男・女	年月日	
6			男・女	年月日	
7			男・女	年月日	

青森県 児童福祉 課 田中 恵子	8				
		男・女	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県児童福祉法施行細則第十八条第一項の規定により提出されている里親（保護受託者）申出書は、里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百十五号）第二条に規定する養育里親又は短期里親の認定に係る改正後の青森県児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第十七条の二第一項の規定により提出された里親認定申請書又は改正後の規則第十八条第一項の規定により提出された保護受託者申出書とみなす。

告 示

青森県告示第四百六十号

平成十一年十二月一日青森県告示第七百八十号（青森県立保健大学の食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から施行する。

平成十四年九月三十日

青森県知事 木 村 守 男

表中「四十五万三千六百円」を「四十九万九千八百円」に改める。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭